

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

火元責任者について質問したいと思います。

舟橋保育所へ行くと、保育所の各部屋の入り口に、赤色の台紙にワープロで火元責任者と名前が表記され、セロテープでとめてあります。いずれも手づくりのプレートであります。舟橋保育所では、石川所長を含め3人の方が防火管理者として頑張っておられます。

一方、役場庁舎内の各部屋の入り口には立派な火元責任者のプレートがありますが、名前が表記されておりません。このことは火元責任者の表記だけの問題ではなく、基本的には防火に対する意識の違いにあるのではないかと思います。

火元責任者の名前が表記されてなくても、法的には何ら問題はなく、義務もありません。しかしながら、消防法施行令によって、一般の出入りがある建物の場合、収容人員が30名以上のもの、オフィスビルであれば50名以上のものに、1名以上の防火管理者を置かなければならないとされております。

そして、消防法施行令第4条第2項では、防火管理者の責務として、「防火管理者は消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない」とされております。

防火管理者を補助する者として置かれているものが火元責任者であり、防火管理者に作成及び提出が義務づけられている消防計画で明記されております。

火元責任者の設置には法的な義務はなく、仕事内容についても法的に明確に定められてはおりません。防火管理者の補助をする者として、消防署の指導によって置かれているものです。

ことし、広島県福山市で発生したホテル火災では、火元責任者が6年前に死亡した女性経営者の父親であり、火災後に修正されていたことが判明し、消防局の防火指導がずさんであったと報道されております。

防火管理者が毎年消防署に提出を義務づけられている消防計画においては、火元責任者を明記するのが普通であると理解しております。

舟橋村は非常備消防であったため、役場が消防署の役割を担って村の防火指導をされてきたものと思います。

3点について質問します。

2年前の12月に、役場のほうで、各エリアで火元責任者を任命され発表されましたが、その後どうなっているのか。

役場のほうでも当然消防計画を作成されていると思いますが、どのようになっているかお伺いします。

3番目、査察、防火指導はどのようになされてきたかお伺いします。

以上です。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 6番川崎議員さんの質問にお答えいたします。

まず、消防計画につきましては、防火対象物の防火管理者が提出するものとなっております。消防法施行規則第3条には、その具体的な事項といたしまして、避難通路の維持管理、防火管理上の教育、避難誘導に関するなどが列記されております。

議員ご質問の中で、消防計画は毎年消防署に提出とありましたが、規則上は、一度届け出すれば、修正等がない限り、毎年提出する必要はないものとなっております。

また、防火管理者の責務といたしましては、消防法施行令第4条第2項に、火元責任者その他防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えるとあります。

火元責任者につきましては、明確な役割や設置義務があるわけではなく、通常は防火管理者の補助として施設の管理等を行うものと解されます。

役場庁舎の消防計画におきましても、火元責任者についての明記があります。ただし、議員ご指摘のとおり、プレートについては利用がなされていなかったり、設置されていなかったりする箇所もあります。庁舎の壁の修繕工事が終わり次第、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、査察・指導のことでありますが、消防設備の着工届けがされた際の消防の完成検査や設備に関する問い合わせには、近隣の消防署へ確認依頼しながら対応しております。また、特老施設のふなはし荘や保育所等で避難訓練がある際には、担当者が出向くこともありますが、査察や指導体制が整っているとは言えない現状であります。

来年度からは、消防の広域化に伴いまして、本村は上市消防署の管轄となりますので、上市消防署の予防担当者による定期的査察や指導があり、今まで以上に村内の防火体制が整うものと考えております。

当然、庁舎の消防計画等につきましても、消防組合のほうに提出し、上市消防署の指

導を受けるといふ形になると考えております。

いずれにいたしましても、消防計画にのっとり、防火管理者を中心に関係法令を遵守し庁舎の防火管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） 答弁、ありがとうございます。

ちょっと副村長にお伺いしたいんですが、火元責任者の件に関して、非常に単純な問題で、表記してあるかないかという問題だけではないと思うんですね。火元管理者を任命するという事は、やはり防火というものに対して、管理を強くすると同時に、意識を共有し、あるいは責任を分担してもらおうと、そういう意味合いも含んでいると思うんです。

それで、再質問の中で、防火の 庁内の施設の中で、点検というのが一つ抜けていたんですね。やはり業者に頼めば、お金を出せば何でもやってもらえるんですが、自主的な、自分たちで管理しなきゃいけない施設の点検、これはどうなっているのか。

一つの例を言いますと、庁舎の各部屋のドアにストッパーがついていない。ドアをあけっ放しにするのに、あろうことか、消火器を使っていると。考え方によっては、消火器の有効活用をするということでは非常に有効活用をしておるとは思うんですが、ただ本末転倒ではないかと。

具体的に言います。

先日、議会のほうに、東部消防広域化協議会から説明に見えられたときに、やはり入り口にドアストッパーで、消火器でとめられていたと。やはりこれはある意味では、役場という施設に対していろんな方がお見えになるわけなんですね。そういう意味では、非常にやはり無責任というか、ちょっと失礼なことにもなるんじゃないかと。

それで、点検と言いましたのは、やはり自分たちで、必要な物が必要な場所にちゃんとあるのかどうか、あるいは消火栓の中の設備がちゃんと決められたように収納されて、いつでも使える状態になっているのかどうか、あるいはもっとほかの危険な箇所があるんじゃないか。これらを点検するのが自主点検ではないかと思えます。

ある意味ではそういう意識がないのか、言葉だけに走っているような気がするので、その点について再質問したいと思います。

議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 川崎議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。

役場庁内における消火器の取り扱いということで、具体例を挙げてご質問をいただいたわけでございます。

ご指摘のとおり、ドアストッパーのかわりと言えは何ですが、そういうような利用方法も見受けられることは事実でございました。それで、先般も、ドアストッパーというような役割分担をさせるべきではないんだろうという職員からの提案もございまして、今後につきましては、当然消火器は消火器としての役割がございまして、きちっと対応していくということは、職員にも徹底をしていきたいというふうに思っております。

庁内の点検につきましては、当然総務課が主管ということでやっておりますが、昨年ものことも庁内を回りまして、それぞれの職員が、万が一の場合にどのような対応をするんだと、どこに何があるんだということを改めて説明もしておりますので、それも含めまして、庁内の維持管理につきまして、今後とも職員の教育を徹底してまいりたいというふうに思っております。

ご指摘の消火器の多目的利用と申しますか、その点についてはきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。